



きになる
年金
基本のき

加入期間の長さや加入中の給与額で額が決まる 国の年金額

将来、受け取る年金額は、加入期間の長さや加入中の給与額によって決まります。ご自身の年金額がどうなるか確認してみましょう。

受けるための条件は？

- 老齢基礎年金は、国の年金の加入期間が原則10年以上*ある場合に受けられます。
- 老齢厚生年金は、老齢基礎年金を受けられる人の厚生年金の加入期間が1ヵ月以上あれば受けられます。
- 老齢基礎年金は、20歳～60歳の間年金制度に加入し保険料を納めれば、79万5,000円（令和5年度の額）が受けられます。
- 老齢厚生年金は、給与額に応じて決まります。

いつから受けられる？

- 国の年金（老齢基礎年金と老齢厚生年金）は、原則65歳から受けられます。
- ただし、男性は昭和36年4月1日以前生まれ、女性は昭和41年4月1日以前生まれの場合は、老齢基礎年金を受けられる人の厚生年金の加入期間が1年以上あれば、60歳代前半から年金を受けられる場合があります。

* 保険料納付済期間と保険料免除期間なども含めた期間

コラム
Column

年金の受給開始時期を繰り上げたいとき

繰上げ受給を希望する場合は、60歳～65歳までの間の繰上げ受給を希望する時期に「繰上げ請求書」をお近くの年金事務所または街角の年金相談センターに提出してください。

なお、繰上げ1ヵ月につき0.4%*年金額が減額され、減額率は生涯変わりませんのでご注意ください（最大24%）。

* 昭和37年4月1日以前生まれの人は1ヵ月につき0.5%

●年金額の計算方法

図表1 ● 老齢基礎年金の計算式（令和5年度の額）

モデルケース



- 国民年金保険料納付済期間33年（396月）
- 保険料全額免除期間7年（84月）

$$79万5,000円^{*1} \times \frac{396月^{*2} + 84月^{*3} \times 1/3}{480月} = 70万2,250円 \text{ (約5.8万円/月額)}$$

満額の基礎年金

- *1 満額の老齢基礎年金額は100円単位ですが、そうでない場合は1円未満を四捨五入して計算されます。
- *2 厚生年金や共済組合の加入期間（20歳以上60歳未満）、第3号被保険者期間を含みます。
- *3 平成21年3月以前の期間では、(1)全額免除期間は1/3、(2)4分の3免除期間は1/2、(3)半額免除期間は2/3、(4)4分の1免除期間は5/6を月数に掛けます。
平成21年4月以降の期間では、(1)全額免除期間は1/2、(2)4分の3免除期間は5/8、(3)半額免除期間は3/4、(4)4分の1免除期間は7/8を月数に掛けます。

図表2 ● 老齢厚生年金の計算式（令和5年度の額）

モデルケース



- 昭和36年5月生まれの男性
- 厚生年金加入期間（国民年金保険料納付済期間）40年（480月）
- 平成15年3月以前の加入中の平均月給36万円
- 平成15年4月以後の加入中の年収の月割額45万円

- 平成15年3月以前の期間（平均月給で計算します）

$$36万円 \times \frac{7.125}{1000} \times 263ヵ月 = 67万4,595円 \text{ (A)}$$

平均月給 昭和21年4月2日以後の生まれの場合 平成15年3月以前の加入月数

- 平成15年4月以後の期間（年収の月割額で計算します）

$$45万円 \times \frac{5.481}{1000} \times 217ヵ月 = 53万5,220円 \text{ (B)}$$

年収の月割額 昭和21年4月2日以後の生まれの場合 平成15年4月以後の加入月数

$$A + B = 120万9,815円 \text{ (約10.1万円/月額)}$$

※ 年金額は1円未満を四捨五入して計算されます。

ネットで年金額の試算ができます

国の年金の見込額は、「ねんきんネット」で試算することもできます。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

● 日本年金機構ホームページ

URL : <https://www.nenkin.go.jp/>